

中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する 不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査の開始

令和5年10月5日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省 関税局

中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の現状

課税状況

- 中華人民共和国（注1）産電解二酸化マンガンに対して、**不当廉売関税を課税中**。

課税期間	供給国	不当廉売関税率
平成20年9月1日 ～令和6年2月29日	中国	34.3%～46.5% (注2)

(注1) 香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。

(注2) 供給者によって税率が異なる。

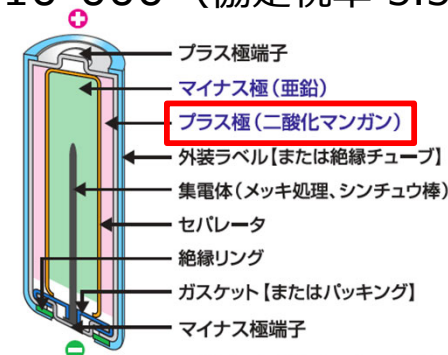
貨物の概要

- 名称：電解二酸化マンガン^(注1)
- 輸入統計品目番号：2820.10-000（協定税率 3.3%）
- 外観：灰黒色の粉末
- 主な用途：電池の正極材



【外観】（出所：東ソー日向株式会社HP）

(注1) Electrolytic Manganese Dioxide
以下「EMD」という。

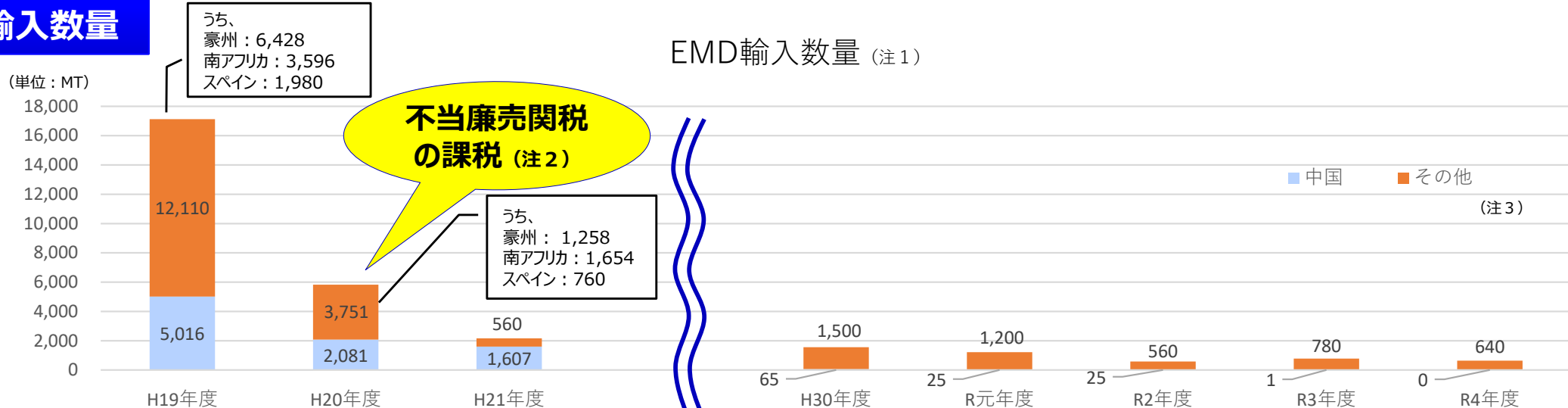


電解液：水酸化カリウム水溶液

【用途例（上図はアルカリ電池）】

（出所：電池工業会HP）

輸入数量



(注1) 輸入統計品目番号2820.10-000に分類されたもの。ほとんどがEMDで占められる。

(注2) 暫定措置：平成20年6月14日～ 確定措置：平成20年9月1日～

（課税対象国：豪州（～平成25年8月31日）、南アフリカ及びスペイン（～平成31年3月4日）並びに中国）

(注3) 近年は、コロンビア、米国など。

出所：財務省「貿易統計」

調査開始の概要

- 令和5年1月23日、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社が中国産EMDに対する不当廉売関税の課税期間の延長(注1)(注2)を申請。

(注1) 本邦産業の利害関係者は、課税期間満了の1年前までに延長申請が可能(関税定率法第8条第26項)。

(注2) 本調査は、関税定率法第8条第27項に基づく課税期間の延長に関する調査であり、同条第22項の税率の変更に関する調査ではない。

申請の概要

不当廉売された貨物の輸入が不当廉売関税の課税期間の満了後に再発するおそれ

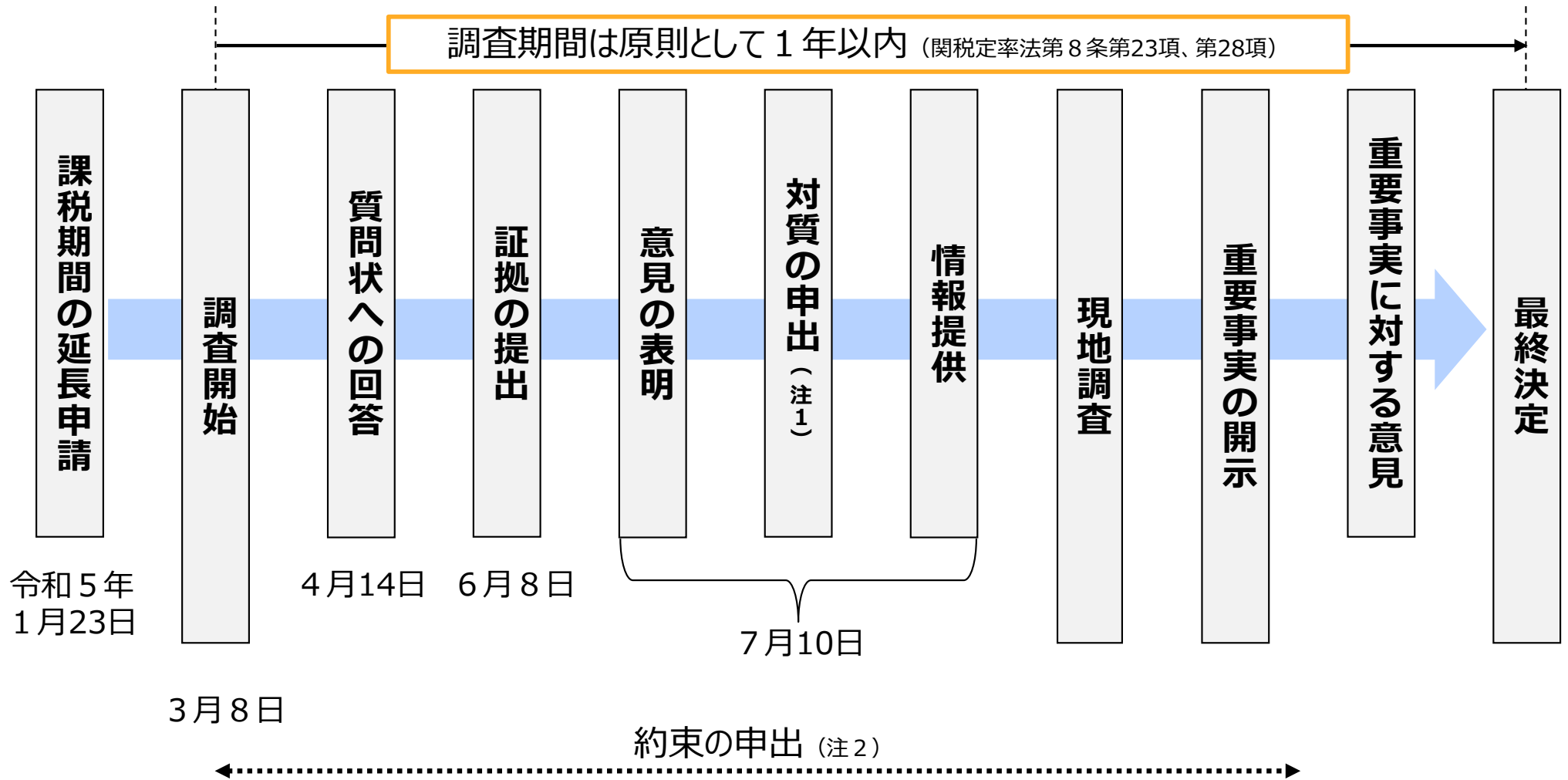
- 中国産EMDの第三国への輸出価格は正常価格を下回っている。
- 中国の供給者は余剰生産能力を有しており、中国国内及び海外において、その追加的な供給を吸収できる市場は存在しない。

本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が不当廉売関税の課税期間の満了後に再発するおそれ

- 中国産EMDが、中国から第三国に対する輸出価格で本邦に輸入された場合の推定される国内販売価格は、直近の期間を除き、本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回っており、将来的に再び下回る可能性がある。
- 国内需要の減退や製造原価の上昇等により安定的な事業環境が損なわれた場合、業績も影響を受ける可能性があることに加え、不当廉売された指定貨物の輸入が再開することで厳しい状況に陥るおそれがある。

調査開始のための十分な証拠があり、必要と認められたため、本年3月8日に調査を開始

調査手続の流れ



(注1) 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。

(注2) 輸出者は、重要事実の開示の10日後まで、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。